HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 42(4), 269-273
Issue Date	1992-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16847
Type	other
File Information	42(4)_p269-273.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学部法学会記事

○平成三年九月一三日（金）午後二時より
「法と市場メカニズム」

報告者　濱田　宏一氏
（イェール大学経済学部教授
大阪大学経済学部客員教授）
出席者　二五名

わが国における「法と経済」研究のパイオニアである教授が、まず、なぜ法と経済に興味を持ち、その研究に進まれたのかについて述べられた。一つには、法学教育への不満や自分自身の性格から、また一九七一―三年のアメリカ・MIT大学のフェローとしての留学中にピーター・ダイヤモンド教授の法と経済学講義に参加したこと、さらに当時の、ベトナム戦争以降のアメリカ経済学ことにラディカル・エコノミックスの影響も受けたことなどが要因であった。これらの研究の成果が、カラブレイジの『事故の費用』（一九七〇）を考慮した、『損害賠償の経済分析』（一九七七）となったのである。

つぎに、アメリカにおける法と経済学の大きな二つの系譜の考え方と相違が説明された。わが国では「法と経済（学）」として一括して呼ばれることが多いけれども、市場を重視するシカゴ学派と不確実性の経済学（ハーバードやイェールの経済学と言ってよい、法と経済ではカラブレイジなど）の相違、また、アメリカにおける「法と経済学」内部での基本的な流れと対立点が明らかにされていた。

第三に、法と経済の実際の適用、つまり日本の現代的問題への適用について展開された。まず、この点でも興味ある分析をしているM・ラムザイヤーの「法と経済学―日本法の経済分析―」（一九九〇）の紹介と批判を素材にして話が進められた。これと並んで、今日多様な経済学の発展があり、これらが法と経済の境界領域で適用できることの説明がされた。たとえば、わが国での市場取引をめぐるホットな社会問題となっている内部取引の規制の問題、損失補塡の経済学がとりあげられた。規制や介入をする場合に費用と便益がつねに考慮されなければならない点や法と倫理の問題にも触れられた。

おわりに、法学の科学性に言及して、ラムザイヤーが法律は科学ではないとする見解には批判的な考えを述べられた。また、彼の結論は、実質的にはシカゴ学派の見解と変わらないことが指摘された。

質疑は、法と経済の基本的な方法や考え方またわが国の市場取引をめぐる問題まで多様な質問が出された。なお、本報告の一部ともなった書評が本研究会の質疑や印象とともに、教授自身によって発表されている(「(書評)マーク・ラムザイヤー『法と経済学』」経済研究四三巻一号八二―八四頁(一九九二))。

(文責　林田　清明)

○平成三年九月三〇日(月)午後二時より

「ヨーロッパ共同体法における民事責任」

報告者　アンドレ・タンク氏
(パリ第一大学名誉教授)

出席者　二八名

本報告は、主に①欠陥生産物に関するEC指令(一九八五年)と②役務供給者の責任に関するEC指令案(一九九〇年)を素材にして、補足的に③濫用条項に関する指令案(一九九〇年)を参照して、EC民事責任理論を明らかにしようとするものである。まず、過失責任か危険責任かという問題を論じ、①の危険責任主義と②の過失責任主義が対立しているようであるが、仔細に検討すると、①には過失主義に基づく規定が、②には危険責任主義の規定があり、両者は接近しているとする。次に、①②に共通の特徴として、(1)消費者の身体の完全性の保護を目的としていること、(2)責任者を広く考えていること、(3)契約責任と不法行為責任の区別をなくしたこと等を、③の特徴として、(4)民事責任よりも行政的規制という手段を重視していること、(5)クラスアクションの採用を考えていることを指摘する。

討論では、様々な問題について活発な論議がかわされたが、なかでも右の(1)(3)について、立ち入った質疑応答がなされた。

本報告の、早川眞一郎助教授(関西大学法学部)による翻訳が、ジュリスト九九一号(一九九一年一二月一日)に掲載されている。

(文責　瀬川　信久)

○平成三年一〇月四日(金)午後二時より

「環境責任……理論と諸原則」

報告者　エルヴィン・ドイチ氏
（ドイツ・ゲッチンゲン大学教授）
出席者　約三〇名

ドイチ教授が北大で講演をするのはこれで三回目であるが、今回は一九九〇年にドイツで新たに制定された「環境責任法（Umwelthaftungsgesetz von 1990）」について論ぜられた。これまでも、西ドイツでは環境汚染より生ずる損害に対する民事責任に関する特別法がないわけではなかったが（たとえば、一九五七年の水利規制法）、環境法の重点は公法的規制におかれ、民事責任の重要性はようやく最近になって認められるようになり、本法の制定となったものである。

本法は、これまでのドイツにおける危険責任の発展として位置づけられる。すなわち、施設から生ずる環境汚染（Umwelteinwirkung）により生命・身体・健康を害されたり、物を毀損された場合には、過失の有無を問うことなく、施設の保有者はそれより生じた損害を賠償しなければならないとされる（一条）。責任を負うべき施設は、本法の付則に九六号にわたり詳細に規定されているが、企業施設に限られ、空港や交通機関などは含まれていない。さらに損害は、土・空気・水に広められた物質・振動・騒音……その他の現象により惹起された汚染より生じたものに限られ（三条一項）、また一条との関係で経済的損害も賠償の対象とはならない。本法は施設に結果責任・危険責任を課するものであるが、不可抗力など若干の場合に免責が認められる。

さらに本法は原因推定に関する詳細な規定（六条）を設けるなど、日本における公害問題を考える場合に参考になる規定が多いが、時間の関係で詳論することができなかった。ドイチ教授は、以上の諸点について、みずからの不法行為法の体系を前提として、批判的な検討を加えた。とくに、本法がいろいろな点で責任の要件・効果を制限していることに批判的であったのが、印象的である。

討論においては、本法の制定の背景やドイツにおける環境汚染の現状などが主として話題となった。わが国では、環境法の中心は民事責任にあり、注目すべき判例や立法がなされたが、本法の制定により、ドイツのほうが先に進んだ面もある。今後におけるわが国の環境法の発展を考える意味で、この講演は意義深いものがあったと思われる（なおこの講演については、他の通訳者による訳業が公表される予定である）。

（文責　五十嵐　清）

○平成三年一〇月一八日（金）午後一時半より
「現代平等論の一断面――J・ロールズ以後――」
報告者　長谷川　晃氏
（北海道大学法学部教授）
出席者　二五名

報告では、J・ロールズに始まる現代正義論の動向の中で、平等の概念がいかなる形で議論されているかが整理・検討された。質疑応答では、平等概念の法理論的意義、社会福祉や平等立法との関わりなどが議論の的となった。

○平成三年一〇月二四日（木）午後三時より
「憲法訴訟　法か政治か」
報告者　M・J・ペリー氏
（ノースウェスタン大学ロースクール教授）
出席者　三三名

現在、左右両陣営から、法と政治との融合現象が指摘されている。すなわち、一方は批判法学（CLS）の論者であり、他方は司法消極主義の立場をとる原意主義的な厳格解釈の論者である（スカリア、ボーク、ミース等）。これに対して、ペリー教授は別の見方を提示する。まず、憲法解釈の仕方としては、ソフィストケイトされた原意主義の立場を採り、そこでは、憲法の諸価値の同定のために制憲者の立場に拠るというにすぎず、非原意主義を排斥するものではないとされる。そこで次に、価値・規範が不確定な場合に、それをいかに特定（specify）して価値判断を導くか、というプロセスの性質論という道徳理論の問題となる。この点で、前記の司法消極論者は、道徳的懐疑主義・ニヒリズムの立場を採っていて問題だとする。かと言って、教授自身は、客観的な基礎づけ主義・ドグマティズムに走らず、その中間にある道徳的相対主義（moral relativism）に解決の方向を求めている。それは、「熟慮と対話」による道徳的議論のアプローチであり、確かに政治的プロセスである（アメリカの政治的共同体にとって不可欠な構成的政治だとされる）が、操作的な（利益集団の）自己奉仕的な政治とは異なり、理性的な価値選択がなされるという意味で、法的プロセスでもあると結ばれる。

詳細は、「アメリカ憲法訴訟基礎論――ペリー教授北大講演リポート――」と題して、ジュリスト九九二号（一九九一）に発表された（執筆者は、長谷川晃・紙谷雅子両教授と私）ので参照されたい。

（文責　吉田　邦彦）